

松川町若者定住住宅取得祝金



住宅を取得した方に、お祝い金が交付されます！

補助金額(最大100万円)

基本額

10万円

+

加算額(最大)

90万円

申請者が次の①～③の3つの項目に該当する場合は、基本額の10万円(マークンギフトカード)に、該当する加算項目ごと20万円が加算されます。また、④のUターン者が5年間継続して町内に定住した場合に30万円が交付されます。

加算項目	加算要件	加算額
①子育て世帯	申請時点で、18歳以下の同居する子ども(妊娠22週以降の胎児を含む。)がいる世帯	20万円
②Uターン	申請時点で、町内に転入後5年以内の世帯	20万円
③空き家情報バンク登録物件購入者	空き家情報登録制度「空き家情報バンク」に登録のある家屋を購入し、居住する世帯	20万円
④Uターン者(5年定住)	2024年4月1日以降に②Uターン者に該当し交付を受け、かつ交付を受けた日から5年以上継続して町内に定住した世帯	30万円(5年後)

対象住宅

新築・増築・改修・購入により所有する住宅

申請期限

住宅を取得された日から1年以内

交付対象者

- 1)45歳以下の方(申請時)
- 2)松川町に住宅を取得した方で、かつその住宅に住所を有し、定住する方
- 3)区会及び自治会に加入し、地域活動に参加する意思のある方
- 4)交付対象者及び同居親族が町税等を滞納していない方
- 5)松川町暴力団排除条例(平成24年条例第88号-1)第2号に該当しない方

お問い合わせ先:松川町役場まちづくり政策課まちづくり推進係(36-7014)